空知信用金庫

# 「法人キャッシュカード規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和3年4月5日(月)より、法人キャッシュカード規定を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

# 1. 主な改定内容

以下の条項を追加・変更いたします。

## 各条項へ下線部の変更と追加

#### (カードの利用)

#### 省略

- (1) <u>当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫(以下「提携金庫」といいます。)、ゆうちょ銀行およびローソン</u>銀行の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して預金に預入れをする場合
- (2) <u>当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行</u>の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合
- (3)~(4) 省略

### (預金機による預金の預入れ)

- (1) 省略
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により<u>当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行</u>所定の種類の紙幣および硬 貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、<u>当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行</u>所定の枚数による金額の範 囲内とします。

# (支払機による預金の払戻し)

- (1) 省略
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により<u>当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行</u>所定の金額単位とし、1回 あたりの払戻しは、<u>当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀</u>行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しおよび1か月あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、<u>当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行</u>の支払機による1日あたりの払戻しまたは1か月あたりの払戻しについて当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

### (4) 省略

# (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、<u>当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行</u>所定の預金機の利用に 関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、<u>当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行</u>所定の支 払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただ きます。
- (3)~(4) 省略

# (偽造カード等による払戻し)

カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびロー<u>ソン銀行</u>は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

#### (盗難カードによる払戻し)

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、<u>当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびロー</u>ソン銀行は責任を負いません。

# (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、 <u>提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行</u>の預金機・支払機・振込機を使用した場合の<u>提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行</u>の責任についても同様とします。
- (2) 省略

以上

